

## 社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

### 介護福祉士修学資金等貸付制度運営要領

#### 1 要領の目的

介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱に基づく社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「山形県社協」という。）会長の事務処理その他必要な事項を定め、当該制度の円滑な運営に資するものとする。

#### 2 介護福祉士修学資金貸付事業について（社会福祉法人山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3関係）

##### (1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の①及び②の要件を満たす者とする。なお、他の都道府県から同資金を重複して貸付けを受けることはできない。

##### ① 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 山形県に住民登録をしている者であって、卒業後に山形県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、山形県において貸付けを受け、実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 山形県の区域内の介護福祉士養成施設（実施要綱第1の1に規定する介護福祉士養成施設をいう。）の学生であって、卒業後に山形県の区域において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に山形県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居したものであって、卒業後に山形県の区域内において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、介護福祉士養成施設を卒業後に貸付けを受けようとする山形県の区域において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であると山形県社協が認めた者

##### ② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

##### (2) 貸付対象者の選定について

① 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

② 実施要綱第12の1の規程により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者に

については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

(3) 貸付期間について

実施要綱第3の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと山形県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めるものとする。

(4) 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（実施要綱第3の3の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、実施要綱第3の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸付けるものとする。

(5) 国家試験受験対策費用の取扱いについて

実施要綱第3の3の(3)の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

(6) 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3の3の(4)の生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとする。

① 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は実施要綱第3の1の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると山形県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けているものとする。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

② 生活費加算の貸付対象者の選定

生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱う。

ア 山形県社協会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援

の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴取する。

イ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、山形県社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認する。

ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、山形県社協会長が貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認する。

(ア) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

(イ) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、(ア)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

### ③ 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、山形県社協会長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めるものとする。

ア 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

イ 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

### ④ 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とするものであるので、貸付け後の加齢や転居等により実施要綱別表に定める区分が異なることになった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合は、貸付期間中の加算額の見直しは要しない。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当でないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

## 3 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について（実施要綱第4関係）

### (1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9に該当し、山形県の区域において、実施要綱第12の2の(1)に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者。

### (2) 貸付額について

基金実施要綱の別紙1の第3の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とする。

### (3) 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、貸付契約の変更手続き等を行い、実施要綱第17に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、山形県社協内の会計処理でと完結する。

なお、福祉系高校修学資金の貸付契約において、基金実施要綱の別紙1の第9に該当する場合は事業が移行する旨を契約内容に盛り込み、契約の際、貸し付け対象者に説明、承認を得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することも可能であることから、手続きの簡素化に努めるものとする。

## 4 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について（実施要綱第5関係）

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験より、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、いわゆる実務者研修の受講が課されることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施するものとする。

### (1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、2の(1)の①を準用する。

### (2) 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあたっては山形県内の介護施設・事業所から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

### (3) 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実施要綱第4の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けるものとする。

## 5 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（実施要綱第6関係）

### (1) 貸付対象者について

貸付対象者は、山形県に住民登録をしている者又は山形県に所在する事業所または施設に介護職員等として就労した者であって、実施要綱第6の1に定める基準を満たす者とする。

### (2) 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、実施要綱第6の1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第6の1の(4)の再就職準備金利用計画書に

より用途を確認した上で支給する。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、山形県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

## 6 障害福祉分野就職支援金貸付事業について（実施要綱第7関係）

### （1）貸付対象者について

貸付対象者は、山形県に住民登録をしている者又は山形県に所在する事業所又は施設に障害福祉職員として就労した者であって、実施要綱第7の1に定める基準を満たす者とする。

なお、貸付要件である研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれる。

また、実施要綱第6の再就職準備金又は基金実施要綱の別紙2の介護分野就職支援金の貸し付けを受けた者は対象としない。

### （2）貸付額について

障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については、実施要綱第7の1の（2）に規定する障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第7の1の（3）の就職支援金利用計画書により用途を確認したうえで支給する。

また、本事業は、第7の1（1）に掲げる研修を修了した後、第7の1（2）に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合も想定されるため、このような場合は、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることも可能とする。なお、この場合、実施要綱第12の5（1）の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替える。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、実施主体の長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

- 7 社会福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第 8 関係）  
2 の（1）から（4）まで及び（6）の内容を準用する。
  
- 8 貸付金の交付方法について（実施要綱第 9 関係）  
貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。
  
- 9 貸付契約の解除について（実施要綱第 11 関係）  
実施要綱第 11 の 1 の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき」とは、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合とする。
  - （1）退学したとき。
  - （2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
  - （3）学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
  - （4）死亡したとき。
  - （5）その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
  
- 10 返還の債務の当然免除について（実施要綱第 12 関係）
  - （1）実施要綱第 12 の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行う。
  - （2）実施要綱第 12 の 1 の（1）の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
  - （3）社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が実施要綱第 12 の 1 の「別添 1 の職種若しくは別添 2 の職種又は当該施設の長」（以下「別添 1 の職種等」という。）として従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後 1 年以内に別添 1 の職種等以外の職種に採用された者については、山形県社協が本人の申請に基づき別添 1 の職種等に従事する意思があると認めた場合、実施要綱第 12 の 1（実施要綱第 12 の 6 において準用する場合を含む。以下、11 において同じ。）、第 12 の 3 及び第 13 の 2 の「卒業した日から 1 年以内」を、卒業した日から 2 年以内」と読み替える。
  - （4）実施要綱第 12 の 1、第 13 及び第 14 の 1 の（2）の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設とする。
  - （5）実施要綱第 12 の 1、第 13 及び第 14 の 2 の（2）の「その他やむを得ない事由」とは、例えば育児休業等の実施要綱第 12 に規定する業務に従事することが困難であ

ると客観的に判断できる場合とする。

(6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）であって、山形県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、実施要綱第12の2、第12の4において準用する第12の1及び第13の2に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。

(7) 実施要綱第12の1に規定する返還免除対象期間、実施要綱第12の2の「3年」、12の3、4及び5の「2年」の計算については、次の①から③までに掲げる方法とする。

- ① 5年 在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上
- ② 3年 在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上
- ③ 2年 在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めるものとし、同時に二つ以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

## 11 返還について（実施要綱第13関係）

返還の適用に当たっては、当該事業が実施要綱第12に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることに鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、実施要綱第12の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことに努めるものとする。

## 12 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第15関係）

(1) 実施要綱第15の1及び2の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、実施要綱第15の3の返還の債務の裁量免除は、本事業が実施要綱第12に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることに鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、実施要綱第12の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことに努めるものとする。なお、適用に当たっては、は機械的に行うことなく貸付を受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

(2) 裁量免除の額は、山形県の区域内において、実施要綱第 12 に規定する業務に従事した期間（10（7）と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は10（7）と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

### 13 会計経理について（実施要綱第 17 関係）

山形県社協会長は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号）に基づき、この貸付事業の会計経理を明確にしておく。

また、当該会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還等の貸付事業決算書を策定し、山形県知事に報告する。

### （ 附 則 ）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正	平成 29 年 4 月	1 日
一部改正	平成 30 年 2 月	1 日
一部改正	令和 元年 5 月	7 日
一部改正	令和 2 年 4 月	1 日
一部改正	令和 2 年 6 月 15 日	
一部改正	令和 3 年 4 月	1 日